

SERIES TAINS解体新書

## 評価方法の定めがない財産の評価 一 青地が存在する宅地・増改築等をした家屋 一



------ 依田

### はじめに

相続財産の価額は、時価によるもの とされ、その時価は客観的交換価値と 解されていますが、実務上は、財産評 価基本通達(以下「評価通達」という。) の定めに基づき評価した価額によりま す (評基通 1(2))。そして、評価通達 に評価方法の定めがない財産の価額 は、評価通達に定める評価方法に準じ て評価することとされています(評基 通5)。

今回は、評価方法の定めがない財産 の評価について、争われた判決・裁決 をご紹介します。

## 青地が存在する宅地の

平30.11.30東京地裁判決 (棄却)(確定) Z888-2239

#### <事案の概要>

原告らは、A市所有のいわゆる青地 (旧水路)が存在している土地(本件 土地)について、青地部分を含めた全 体を評価単位とし、評価通達に定める 路線価方式により、本件土地に係る 1 m当たりの価額を求めた上で、当該価 額に本件土地の地積(青地部分の地積 を除いたもの)を乗じて算出した額で 相続税の申告をしました。

処分行政庁は、本件土地について、 青地も含めた本件土地の評価額から、 青地部分の払下費用相当額を控除した 額により、更正処分等をしました。

#### <裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、本 件土地は、評価通達20-2 (無道路地 の評価) に準じた評価方法によること を相当としました。

- ① 本件土地には、A市所有の青地が 存在していたが、当該青地は埋め立て られ、相続開始時における本件土地の 現況地目は、青地部分も含めて宅地と なっていたことが認められる。
- ② このような青地が存在する場合の 宅地の評価方法については、評価通達

に定めがないから、評価通達5に基づ き、評価通達に定める評価方法に準じ て評価することになる。

- ③ この点、被告は、評価通達20-2 に準じ、青地部分も含めた本件土地全 体の評価額から、当該青地部分の払下 費用相当額を控除するのが相当と主張 しており、かかる評価方法は、青地が 存在する宅地は、青地部分を含めて宅 地として利用しようとする場合に、当 該青地部分について払下費用相当額の 負担が生ずることが想定されることか ら、無道路地における開設通路部分の 価額の控除と同様に上記相当額を控除 するというものであり、適正な時価を 算定する方法として一般的な合理牲を 有するものであると認められる。
- ④ この点、原告らは、本件土地全体 の評価額を算出した上で、青地面積と 青地以外の面積の割合に応じて按分す べき旨主張する。しかし、青地部分の 評価額が青地以外の評価額と同等にな るとは認められず、このような評価方 法によると、青地以外の評価額が本来 の評価額より低い金額となることが容 易に想定でき、相当とは認められな い。

# Ⅱ 増改築等に係る家屋の

#### 1. 相続開始前に改築工事をした家屋

平28.11.17非公開裁決(棄却) F0 - 3 - 518

#### <事案の概要>

審査請求人らは、相続財産である家 屋(本件家屋)の価額について、評価 通達89《家屋の評価》の定めにより評 価 (固定資産税評価額×1.0) をして、 相続税の申告書を提出しました。

原処分庁は、本件家屋は増改築等に 係る家屋の状況に応じた固定資産税評 価額が付されていない家屋に当たると して、更正処分等を行いました。

### <審判所の判断>

審判所では、本件家屋の価額につい て、評価通達89-2《文化財建造物で

ある家屋の評価》の定めを参考に評価 するのが合理的であると判断しまし た。

- ① 本件家屋に相続開始前に行われた 改築工事(本件工事)は、建物の主要 構造部を残して全面的に改築したもの であり、その請負代金額に照らして も、これによって従前家屋の価値を相 当に増加させるものであったと認めら
- ② しかるに、本件家屋の固定資産税 評価額は、本件工事が施された後も現 在に至るまで変更がなく、本件工事に よる価値の増加が固定資産税評価額に 反映されていないことからすれば、本 件家屋は、相続開始日において、増改 築等に係る家屋の状況に応じた固定資 産税評価額が付されていない家屋であ ったと認めるのが相当である。
- ③ このような家屋は、評価通達5に 定める評価通達に評価方法の定めのな い財産に当たり、評価通達に定める評 価方法に準じて評価することとなる。
- ④ 本件家屋については、家屋に固定 資産税評価額が付されていない場合等 の評価方法を定めた評価通達89-2の 定めを参考に評価するのが合理的であ る。その評価額は、《固定資産税評価 額+〔(工事代金の総額-償却費相当 額)×70%]》×《1.0》で算定される。

#### 2. 相続開始時に改修工事中の貸家

この事例は、前掲の平成30年11月30 日東京地裁判決の争点の一つです。

#### <事案の概要>

原告は、老朽化に伴う大規模な改修 工事の施工途上にある3棟の貸家(本 件各貸家)について、固定資産税評価 額に基づいて算出した評価額(評基通 89・93) で相続税の申告をしました。

処分行政庁は、本件各貸家につい て、改修工事により本件各貸家の価値 が増加したものとして評価すべきであ るとして更正処分等をしました。

#### <裁判所の判断>

裁判所では、本件各貸家のうち増改 築等に係る部分の価額は、評価通達97 《構築物の評価の方式》に準じて評価 することに合理性を認めました。

- ① 本件各貸家は、相続開始(平成24 年11月)前の平成24年7月30日から、 B社の施工により、改修工事が行われ たが、相続開始日には、同改修工事が 完了した部分と完了していない部分が
- ② 本件各貸家については、相続開始 時の固定資産税評価額において、改修 工事による価値増加分が考慮されてい ないところ、このような場合の家屋の 評価方法については、評価通達に定め がないから、評価通達5に基づき、評 価通達に定める評価方法に準じて評価 することになる。
- ③ 被告は、このような場合は、評価 通達89《家屋の評価》及び97《構築物 の評価の方式》に準じ、①増改築等に 係る部分以外の部分に対応する固定資 産税評価額に、◎当該増改築等に係る 部分の価額〔(再建築価額-償却費相 当額)×70%〕を加算した価額に基づ き評価するのが相当である旨主張す
- ④ 上記の評価方法は、固定資産税評 価額を基礎としつつ、家屋の状況に応 じた補正を加えるものであって、適正 な時価を算定する方法として一般的な 合理性を有するといえる。

#### おわりに

平成30年11月30日東京地裁判決は、 TAINSの検索トップ画面のフリワー ド欄に、「H30-11-30」と入力する と簡単に検索することができます。ま た、この判決の裁決(平成28年12月7 日公表裁決)は、「H28-12-07」と 入力すると検索することができます。

この裁決では、具体的な評価方法等 が参考となりますので、判決と併せて ご利用ください。

TAINSの入会に関するお問い合 わせは、データベース事務局へ TEL 03(5496)1195



MJSなら消費税改正対策も万全です。







2019年10月から 消費税が

会計事務所の皆様と共に歩んで40年以上。 MJSなら「消費税改正対策」も強力サポート

- ●消費税の複数税率・軽減税率への対応
- ●「IT導入補助金」対象<sup>®</sup>
- ●新元号(令和)にも対応

※対象製品や補助金の適用については、MJSのホームページをご確認ください。



財務と経営システムのリーディング・カンパニ 株式会社ミロク情報サービス 東証第一部 ト場(証券コード:9928

●記載の製商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。